

Ⅲ

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

留萌市のすべての子どもが健やかに成長し、今もこれからもその最善の利益が実現されることを目的に、本計画の基本理念を定めます。

基本理念

子どもたちの生きる力
「夢・希望・笑顔」あふれるまち

留萌市では、前計画において「子どもたちの生きる力 『夢・希望・笑顔』あふれるまち」を基本理念とし、すべての子どもたちが、郷土愛を育み、夢や希望の持てる笑顔と活気に満ちあふれた生活を送り、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境づくりに取り組んできました。

子どもは家庭の希望であり、留萌の宝です。すべての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いであり、それが実現してこそ留萌は夢、希望、笑顔のあふれるまちになることができます。

留萌市では今後とも、子どもたちが様々な人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、いきいきと、のびのびと成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援していきます。

また、地域社会全体が子どもと子育て家庭に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心して子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

以上のような、これまで目指してきた考え方により、本計画においても、これからも変わることのない大切な姿勢として前計画の理念を継承していくこととします。

第2節 基本的な視点

基本理念の実現に向けて、次の4点を基本的な視点と定め、総合的な施策の展開を図ります。

基本視点1 すべての子どもたちの心豊かな成長を育む環境づくり

視点

ニーズ調査では、母子手帳交付者の将来的な保育所や幼稚園等の利用意向は、「保育所」が50.0%、「幼稚園」が27.8%となっています。P30

利用意向を持つ人が幼稚園や保育所で特に力を入れてほしい内容では、「子どもの自主性や友だちとのふれあいを育ててほしい」が64.3%、「子どもの個性を尊重し、のびのびと保育・教育してほしい」が57.1%、「いろいろな遊びを体験させてほしい」が35.7%となっており、教育・保育の場における、他者とのふれあいや、個性の尊重、遊び体験などへの期待が大きいことがうかがえます。P30

方針

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い良質な教育・保育を提供するには、その人材の確保が欠かせないものであり、保育士・幼稚園教諭等の専門的な知識を有する人材の発掘・活用に努めます。

視点

就労する女性の割合は各年齢層とも上昇していますが、子育て期に女性が仕事から離れる、いわゆるM字カーブは次第に緩やかになっており、仕事を続けながら子育てをする女性の増加がうかがえます。P12

ニーズ調査による母親の就労状況では、就学前児童保護者では「フルタイム」が41.2%、「パート・アルバイト等」が27.0%、小学生児童保護者では「フルタイム」が46.3%、「パート・アルバイト等」が39.6%となっており、前回調査と比較すると、「フルタイム」の就労が就学前児童保護者で9.7ポイント、小学生児童保護者で8.3ポイント増加しています。P24

方針

保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境の充実を図るとともに、必要な教育・保育施設の整備を行うため関係機関等と積極的に協議を進めていきます。

基本視点2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

視点

ニーズ調査では、就学前児童保護者の回答で、平日の定期的な教育・保育事業を「利用していない」人が17.3%で、2割弱が家庭保育となっています。

P26

また、母親の育児休業制度又は短時間勤務制度の利用状況については、就学前児童保護者では「働いていなかった」が45.1%と最も多く、「育児休業を取得した」が42.0%となっています。P25

方針

安心して子育てができるよう、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期から、子育ての切れ目のない支援を行っていきます。

視点

ニーズ調査による地域子育て支援拠点事業の利用状況では、「利用していない」の回答が、「留萌市子育て支援センター」で64.2%、「移動子育て支援センター（ちゃいるも）」で38.5%、「児童センター」で80.5%となっており、親子で楽しく遊んだり、情報交換をしたり、子育てに様々な不安や迷い、悩みがある場合にはその相談にのる拠点の利用が事業によって異なる状況です。

P27

方針

子どもが遊びや他者とのふれあいを通じていきいきと育つことができ、保護者は子育ての不安を軽減して子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細かな相談体制の充実、子育て情報の提供など、利用しやすいサービスの提供や利用の勧奨など、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

基本視点3 子育て家庭を地域の人みんなで支える環境づくり

視点

ニーズ調査による、日頃子どもを預かってもらえる親族、友人・知人がいるかどうかについて、就学前児童保護者の回答では、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」が57.5%と最も多かったものの、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」は14.6%で前回調査より10.2ポイント減少し、「いずれもない」は25.7%で前回調査より8.2ポイント増加しています。P29

世帯数が減少傾向にある中で、一世帯あたりの人員数も継続的に減少しており、同居の家族・親族による家事や子育ての支援にも大きな期待は持ちにくい状況と考えられます。P9

また、地域の力をいかした「子育ての相互援助活動」であるファミリー・サポート・センターの個人利用人数は、コロナ禍を経た後に増加の傾向がみられます。P20

方針

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、地域社会全体が子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域の子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

基本視点4 特別な支援が必要な子どもが健やかに成長できる環境づくり

視点

家庭相談事業における令和5年度の相談件数は、生活相談が2,590件、母子・父子相談が53件、虐待が5件となっています。P21

中学生・高校生の生活実態に関する調査では、お世話が必要な家族が「いる」は7.2%、「いない」は92.7%となっています。P35

子どもや家庭が支援の必要な状態にあっても、当事者が自ら声をあげるケースは多くないとも考えられ、支援の起点となる周囲や関連機関の「気づき」は重要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を防止するほか、専門性を有する関係機関との連携強化を図ります。

方針

また、障がい児支援については、関係機関の連携強化、情報共有を目的とした連絡会議等を設置し、乳幼児期から就学前、学童期まで切れ目なく効果的な支援を行います。さらに、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する相談・情報の提供など総合的支援に努め、誰もが身近な地域で安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

第3節 施策の体系

基本理念、基本視点、基本目標を踏まえて、留萌市子ども・子育て支援事業計画を以下の体系図に基づき実施していきます。

基本理念	基本視点	基本目標
子どもたちの生きる力 「夢・希望・笑顔」あふれるまち	1 すべての子どもたちの 心豊かな成長を育む 環境づくり 2 安心して子どもを 産み育てることができる 環境づくり 3 子育て家庭を 地域みんなで支える 環境づくり 4 特別な支援が 必要な子どもが 健やかに成長できる 環境づくり	① 地域子育て支援の充実 ② 就学前教育・保育の充実 ③ 学校教育環境の充実 ④ 情報提供・相談体制の充実 ⑤ 母子保健・医療体制の充実 ⑥ 食育の推進 ⑦ 安心・安全な生活環境の整備 ⑧ 仕事と子育ての両立支援 ⑨ 子どもの健全育成 ⑩ 次代の親の育成 ⑪ 家庭や地域の教育力の向上 ⑫ 有害環境対策の推進 ⑬ 子どもの権利・安全の確保 ⑭ 児童虐待防止の推進 ⑮ ひとり親家庭等への自立支援 ⑯ 障がい児施策の推進 ⑰ その他支援を必要とする児童に対する施策の推進 ⑱ その他（実施に向けて検討が必要な事業）

第4節 計画に基づく具体的事業

計画に基づく具体的事業については、前計画（第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画）を継続し、106事業により子ども・子育て支援を推進します。

基本目標① 地域子育て支援の充実

1 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
- 育児不安などの子育て相談や親子同士のふれあいの場も提供し、育児に関する講演会等を開催するなど、子育て家庭に対する様々な事業を推進します。

子育て支援課(子育て支援センター)

2 利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、子育て支援を推進します。
- 令和5年度より、子育て世代包括支援センターとして子育て支援センターと保健医療課が連携して、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を図っています。

子育て支援課(子育て支援センター)／保健医療課

3 妊婦等包括相談支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ事業です
- 全ての妊婦等に助産師や保健師による面談を実施します。

保健医療課

4 妊婦のための支援給付

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を目的に、妊婦のための支援給付を実施します。

保健医療課

5 親子ひろば事業

- 市内2カ所の児童センターにおいて、未就学の幼児・児童を対象に、遊びを中心とした親子の交流の広場を提供します。

子育て支援課(子育て支援センター)

6	ファミリー・サポート・センター事業（地域子ども・子育て支援事業） ○子育ての援助を受けたい人と援助を提供できる人を地域で結び付ける「子育ての相互援助活動」により、地域ぐるみで子育てを支援します。 ○保護者の子育ての不安や負担感の軽減、仕事と子育ての両立支援として、引き続き実施していきます。 子育て支援課
7	一時預かり事業（地域子ども・子育て支援事業） ○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。 ○引き続き、保護者のリフレッシュ目的も含めて乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行っていきます。 子育て支援課
8	産後子育てサポート事業 ○子育て支援として、乳幼児全戸訪問時にファミリー・サポート・センター3時間無料券を配布し、産後の子育てを支援します。 子育て支援課
9	乳幼児全戸訪問事業（地域子ども・子育て支援事業） ○生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、子育て支援を推進します。 子育て支援課(子育て支援センター)／保健医療課
10	養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業） ○乳幼児全戸訪問事業と連携し、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、家事・育児支援や養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保するなど子育て支援を推進しています。 ○引き続き保健師と連携し、母子の心身の状況及び養育環境を把握して、子育て相談及び子育て関連情報の提供、児童虐待の未然防止や家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。 子育て支援課／保健医療課
11	子ども（乳幼児等）医療費助成事業 ○子育て世帯の健康増進及び経済的な負担軽減を図るため、0歳児から高校卒業年度末までの医療費の助成を行い、子育て支援を推進します。 市民課

12	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）（地域子ども・子育て支援事業） ○就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生から6年生に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供することにより、子どもの健全育成及び仕事と子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
13	地域組織活動（母親クラブ活動費補助金） ○児童センターを拠点として、地域で組織される母親クラブの地域組織活動と連携・協力し、異世代間交流や安全対策活動により、子どもの健全育成を推進します。	子育て支援課
14	妊婦健康診査（妊婦健康診査受診票等の発行）（地域子ども・子育て支援事業） ○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 ○母子健康手帳と一緒に健康診査受診票を発行し、妊娠中の健康診査の費用を負担することにより、出産環境づくりを推進します。 ○適切な時期に行うことで、母子共に健康状態の把握を図ることに繋がるため、受診票の交付等、引き続き実施していきます。	保健医療課
15	遊び方教室 ○1歳6カ月健康診査等で、心身の発達の遅れや育児不安などで支援が必要な母子を対象に、関係機関と連携した遊び方教室を開催し、障がい児施策の推進を図ります。 ○働いていても仕事を休んで参加する母親がいるなど、事業のニーズが高まっていることから、引き続き実施していきます。	保健医療課
16	カズモ赤ちゃんの駅認定事業 ○妊婦や子ども連れの保護者が気軽に外出できる環境づくりのため、子育て設備の一定基準を満たした施設等をカズモ赤ちゃんの駅として認定し、子育て支援を推進します。	子育て支援課
17	病児保育事業（地域子ども・子育て支援事業） ○病児について、病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うことにより、児童の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課
18	病児保育医師連絡書文書作成料助成金 ○病児保育が必要な家庭が費用負担のため利用を控えることなく利用できるよう、自己負担としている「医師連絡書」の費用を負担し、児童の健全育成と保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	子育て支援課

基本目標② 就学前教育・保育の充実

19 幼児教育・保育事業

○認可保育所・小規模保育事業所において、保護者の就労等の理由により、保育の必要な幼児・児童を受け入れ、また、幼稚園において、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長を助長するために、幼児教育・保育のサービスの充実を図ります。

子育て支援課

20 障がい児保育事業

○障がいをもつ子どもが安心して保育サービスを受けられるよう環境整備に努め、保育サービスの充実を図ります。

○児童センターに障がい児養育支援のための必要な指導員を配置し、円滑な受け入れ体制の確保を図ります。

子育て支援課

21 延長保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施し、保育サービスの充実を図ります。

○保育短時間対象者に対する保育標準時間の範囲内においての延長保育については継続して実施します。

子育て支援課

22 小規模保育事業

○認可保育所より少人数の単位（定員 19 人）で、0 歳から 2 歳までの子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う小規模保育事業所を、令和元年 12 月から、NPO 法人の設置・運営により実施しています。

○待機児童の解消や働いている保護者を支援するため、引き続き実施します。

子育て支援課

23 多子世帯保育料無償化事業

○多子世帯の保育所保育料を軽減することによって、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

○国の基準を上回る支援を行い、さらに子育てしやすい環境を整え提供します。

子育て支援課

24 保育士等加配補助金

○障がい児等の受け入れを行い、国の基準以上に保育士等を配置する認可保育所・幼稚園に対し、保育士等の配置に係る費用の一部を補助することにより、円滑な施設運営と児童の健全育成を図ります。

子育て支援課

25 保育士確保対策補助金

○保育人材の確保及び離職防止の対策として、入学・就職準備金や保育料負担を免除・軽減する補助を行い、保育環境の充実を図ります。

子育て支援課

基本目標③ 学校教育環境の充実

26 確かな学力の向上を目指す教育の推進

○児童生徒の実態に応じた指導の工夫や改善を行うとともに、ＩＣＴを効果的に活用することで確かな学力の向上を図ります。

教育政策課

27 ＩＣＴを活用した情報教育の推進

○ＧＩＧＡスクール構想の第２期を見据え、北海道を中心とした統一・共同調達による１人１台端末の更新を着実に実施するとともに、安定したネットワーク環境を構築することで教育ＩＣＴの推進を図ります。

教育政策課

28 総合的な学習の時間

○小中学校における総合的な学習の時間において、自然体験学習や職場体験学習などを実施することにより児童生徒の主体性、資質・能力の向上を図ります。

教育政策課

29 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

○いじめや不登校など、児童生徒の問題行動の早期発見・対応のため、専門知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭や関係機関、学校の連携の支援を図ります。

教育政策課

30 教育支援センター設置・運営事業

○教育支援センター「ゆっくるも」を拠点として、不登校児童生徒又は不登校傾向にある児童生徒に対し、保護者、学校及び関係機関等との連携のもと、学校への復帰や社会的な自立に向けた支援及び指導を行います。

教育政策課

31 通学区域の弾力的運用

○いじめや不登校への対応、通学の利便性や家庭の事情など、様々な状況に配慮した通学区域の変更についての弾力的な運用により、学校教育環境の充実を図ります。

教育政策課

32 コミュニティ・スクール

○小中学校の学校運営に関して幅広い意見を求めるとともに、より一層地域全体で子どもたちの成長を支える学校と地域の連携・協働体制の構築・強化に向けた取り組みを進めます。

○各校に学校運営協議会を設置していますが、委員担い手不足等が課題となっており、適切な組織運営に向けて取り組みます。

教育政策課

33 小中学校の適正規模化

○「留萌市立小中学校の適正規模等に関する基本方針」を見直し、子どもたちの望ましい教育環境の整備に努めます。

教育政策課

34 奨学資金の貸付

○留萌市奨学基金条例に基づき、教育の機会均等々の趣旨に沿って、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学困難なものを留萌市奨学生として選考し、奨学金を貸し付けることにより、学校教育環境の整備を図ります。

教育政策課

35 教育扶助（就学援助）事業

○経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助することにより、学校教育環境の整備を図ります。

教育政策課

36 英語指導助手配置事業

○中学校の英語授業及び小学校における5・6年生の英語の教科化や、3・4年生の外国語活動に加え、1・2年生における「るもいECタイム」を補助するため、外国語指導助手（ALT）3名を配置することにより、直接生きた英語を学び、英会話能力等を高め、学校教育環境の整備を図ります。

○長期休業期間等において、児童センターや保育園等への外国語指導助手（ALT）の派遣も行います。

教育政策課

37 るもいECタイム

○小学校1・2年生からの英語に親しむ教育活動として、3・4年生への外国語活動へスムーズにつなげていけるよう、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するとともに、教職員の負担軽減や働き方改革にも寄与することを目的とし、派遣教員1名及び市ALT1名による英語の教育活動を実施します。

教育政策課

38 学習アシスタント配置事業

○従来の小中学校学習補助員配置事業と特別支援教育支援員配置事業を統合し、教育的支援を必要とする通常学級及び特別支援学級の児童生徒が在籍する学校に学習アシスタントを配置し、学習効果を高めるための学習支援や学校における日常生活の支援を行います。

教育政策課

基本目標④ 情報提供・相談体制の充実

39 子育てガイド

- 地域の子育てに関する様々な情報を掲載した子育てガイドを作成し、市のホームページに掲載します。
- ホームページの内容を更新・充実し、引き続き情報提供の充実を図っていきます。

子育て支援課(子育て支援センター)

40 家庭児童相談室

- いじめ、虐待、しつけなど、子育てのあらゆる問題に対応できるよう、家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、児童相談所等の関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

子育て支援課

41 教育相談電話

- 家庭や学校生活における悩みなどに対する相談を受けるため、相談電話を設置し、相談体制の充実を図ります。

教育政策課

42 母子健康・栄養相談

- 母子及び妊婦に対して、家庭における健康管理、発育や発達段階にあわせた栄養指導など、育児に関しての適切な助言・指導により相談体制の充実を図ります。
- 保健福祉センター等を活用し、引き続き相談体制の充実を図っていきます。また、利用者の希望により開催日以外でも柔軟に対応していきます。

保健医療課

2 【再掲】利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

※基本目標①再掲事業

子育て支援課(子育て支援センター)／保健医療課

基本目標⑤ 母子保健・医療体制の充実

43 母子・父子健康手帳の交付と保健指導

- 母と子の健康を守るために「母子健康手帳」を交付し、保健指導を行うとともに、父親には「父子健康手帳」を配布して、父親の育児参加を推進します。
- 妊娠後期にも面談を行い、子どもを迎えるにあたっての生活について、より具体的な指導を行います。

保健医療課

44 妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業

- 個別に支援が必要な人を対象に、家庭訪問を実施し、健康を維持しながら安心して妊娠、出産、育児ができるようそれぞれの実情に合わせた支援を行います。

保健医療課

45 予防接種

- 予防接種法に基づき、伝染のおそれのある疾病の発生や蔓延を防止するため、予防接種を行い、母子保健の充実に努めます。
- 引き続き、対象児に対する個別通知のほか、広報誌や乳幼児健診、健康相談等での勧奨も行っています。

保健医療課

46 乳幼児健康診査

- 生後4カ月・9カ月の乳児及び1歳6カ月・3歳・5歳の幼児を対象に、健康診査を行い、母子保健の充実に努めます。

保健医療課

47 フッ化物塗布・洗口事業及び歯科検診

- 1歳6カ月以降の幼児を対象に、フッ化物塗布事業を、1歳6カ月児及び3歳児健康診査において、歯科検診を実施し、母子保健の充実に努めるとともに、幼稚園・保育所・小中学校ではフッ化物洗口を行い、う歯予防を図ります。
- 口腔ケアに対する保護者の取り組みが、将来的な口腔環境に影響を及ぼすため、口腔ケアに対する理解と関心をもってもらうためにも、引き続き周知・勧奨を行っています。

教育政策課／保健医療課

48 新生児聴覚検査費助成事業

- 新生児聴覚検査の費用を助成することにより、聴覚障害の早期発見と適切な療育へと導く受診環境の支援を図ります。
- 新生児への聴覚検査実施は、聴覚障害の早期発見・早期療育とともに、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることに繋がるため、引き続き周知を行っています。

保健医療課

49	不妊治療費助成事業 ○体外受精及び顕微授精を受けている北海道特定不妊治療費助成の認定者に対し、その一部を助成してきましたが、令和4年4月より保険適用となったことに伴い、令和4年度をもって留萌市においても当該事業は終了しました。 ○令和5年度より、新たに不妊治療費等助成事業として保険適用外の先進医療費の一部と交通費の一部を助成する事業を開始し、母子保健の充実を図っています。	保健医療課
50	母子保健推進員 ○留萌市母子保健推進員設置規則に基づき、母性並びに乳児・幼児の健康の保持・増進に寄与する、母子保健推進員の協力により、母子保健の充実を図ります。	保健医療課
51	小児・産婦人科医療体制 ○妊婦や乳幼児・児童が地域で安心して医療を受けられるように医療体制の維持に努めます。また、道補助を活用し、小児救急医療を支援します。	市立病院／保健医療課
52	産後ケア事業 ○出産後のケアを必要とする出産後1年を経過しない親子に対し、通所又は訪問で心や体のケア、育児のサポートを行うことで、出産後も安心して子育てができるよう支援します。 ○令和6年度より、訪問型及び通所型事業「ホッ♡とママ教室」を開始しています。必要な助産師の安定的確保に努めます。	保健医療課
14	【再掲】妊婦健康診査（妊婦健康診査受診票等の発行） （地域子ども・子育て支援事業） ※基本目標①再掲事業	保健医療課
42	【再掲】母子健康・栄養相談 ※基本目標④再掲事業	保健医療課

基本目標⑥ 食育の推進

53 おやつ教室

○幼児をもつ親を対象に、幼児期の栄養や食習慣を身につけるための教室を開催し、食育の推進を図ります。

保健医療課

54 親子料理教室

○小学生の親子を対象に、「食生活改善推進員協議会」との共催により、食に関する講話や調理実習などを行い、食育の推進を図ります。

保健医療課

55 栄養教諭による食育指導の実施

○市が配置する栄養教諭が成長過程にある児童生徒に対し、教育活動の一環として、「食育」についての実践的な指導を行い、食育の推進を図ります。

学校給食センター

56 学校給食地元食材活用事業

○子どもたちへ食料の生産や流通及び消費や伝統的な食文化についての正しい理解を深めるため、積極的に学校給食への地元食材の活用を図ります。

学校給食センター

57 子どもの食農教育の推進

○小学生が農業への関心と理解を深め、自らの体験を通して、「農業」と「食」の楽しさや大切さを学ぶことができるよう、農業体験学習や農業者との交流を実施します。

教育政策課

58 食育推進事業

○「第4次留萌市食育推進計画」に基づき、農業や水産を身近に感じ、地元食材への興味・関心や食の大切さを親子で学ぶことを目的とした体験事業（市民農園で野菜づくり体験など）を実施し、食育推進・愛郷心の育成につなげていきます。

農林水産課

基本目標⑦ 安心・安全な生活環境の整備

59 公園施設長寿命化事業

○「留萌市公園施設長寿命化計画」に基づき、見晴公園や浜中運動公園などの施設数が多い大規模公園の改修を行い、公園施設に起因する公園利用者被害を防止し、安心・安全な公園を確保します。

都市整備課

60 屋内交流・遊戯施設

○令和4年に、全天候型の遊具スペースを備え、親子での滞在がより豊かになるよう、子どもたちの活動が見えやすいカフェ機能なども併設した屋内交流・遊戯施設「ちやいるも」がオープンしています。

○小学生以下の子どもたちが安全に遊ぶことができ、親が子どもを安心して遊ばせられるよう、指定管理者制度の導入により、民間のノウハウやアイデアを取り入れながら施設を運営します。さらに、乳幼児を持つ子育て世代がまちなかで文化活動等を行いやすくなるための拠点として、乳幼児の一時預かりを実施します。

経済観光課

61 スクールガードリーダー配置事業

○子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を図るスクールガードリーダーを配置し、各学校の定期的な巡回、警備のポイントや危険箇所、改善すべき点などの指導と評価を行います。

教育政策課

62 スクールバス運行事業

○統合となった小中学校の通学区域に居住する児童生徒の通学の安全を確保し、安心して学校生活を送ることができるよう、スクールバスを運行します。

教育政策課

63 交通安全教室

○未就学児・児童を対象に、幼稚園、保育所、小学校等において、交通安全教育指導員のほか各関係機関と連携した交通安全教室を実施するとともに、各期別交通安全運動期間における街頭啓発など交通安全意識の向上を図ります。

総務課

基本目標⑧ 仕事と子育ての両立支援

64

学校給食費保護者負担軽減支援金

○学校給食費の物価高騰に伴う影響分を支援することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

学校給食センター

65

学校給食費多子世帯無償化事業

○多子世帯に対する経済的な負担を軽減することにより、児童生徒が安定した学校生活を送り、また、子どもを産み育てやすい環境づくりを図るため、第3子目以降の学校給食費を無償化します。

学校給食センター

6

【再掲】ファミリー・サポート・センター事業（地域子ども・子育て支援事業）

※基本目標①再掲事業

子育て支援課

12

【再掲】放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）（地域子ども・子育て支援事業）

※基本目標①再掲事業

子育て支援課

17

【再掲】病児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

※基本目標①再掲事業

子育て支援課

18

【再掲】病児保育医師連絡書文書作成料助成金

※基本目標①再掲事業

子育て支援課

19

【再掲】幼児教育・保育事業

※基本目標②再掲事業

子育て支援課

20

【再掲】障がい児保育事業

※基本目標②⑩再掲事業

子育て支援課

21

【再掲】延長保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

※基本目標②再掲事業

子育て支援課

23

【再掲】多子世帯保育料無償化事業

※基本目標②再掲事業

子育て支援課

43

【再掲】母子・父子健康手帳の交付と保健指導

※基本目標⑤⑩再掲事業

保健医療課

基本目標⑨ 子どもの健全育成

66 児童センター事業

○子どもが安心して遊ぶことができる地域に密着した居場所として、これからも求められる児童センターを目指しながら、子どもの健全育成を図ります。

子育て支援課

67 児童手当支給事業

○児童を養育している保護者等に手当を支給し、次代の社会を担う子どもの健全育成を図ります。

子育て支援課

68 青少年育成センター事業

○青少年育成センターが中心となり、青少年に関わる関係機関や地域における関係団体と連携し、青少年の非行防止活動を行うことによって、青少年の健全育成を図ります。
○青少年補導に関係のある機関・団体と連絡を密にし、指導員等による市内定期巡回や祭典時の巡回などを行います。

子育て支援課

69 青少年健全育成事業

○青少年健全育成団体と連携し、異年齢児との交流や街頭啓発活動などの事業を実施し、「青少年は地域から育む」という視点に立ち、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。

子育て支援課

70 ぼくの笑顔・わたしの笑顔展（児童福祉週間）

○児童福祉週間に合わせて市内保育園及び幼稚園の年長児が描く自画像を展示し、子どもの健全育成を図ります。

子育て支援課

71 青少年活動や対象事業の公共施設利用料の減免

○スポーツセンターなどで、市内の団体が高校生以下の青少年を対象として活動を行う場合の利用料を減免し、子どもの健全育成を推進します。

生涯学習課

72 各種スポーツ大会の開催

○健康増進のため、マラソン大会やスポーツテスト大会などのスポーツ活動を通じて子どもの心身の健全育成を図ります。

生涯学習課

73 子どもたちの芸術鑑賞事業

○次代を担う子どもたちの豊かな感性や個性を育むために、優れた舞台芸術の鑑賞の機会を提供し、子どもの健全育成を図ります。

生涯学習課

74	子どもたちの伝統文化体験事業	○古くから伝わる伝統文化を体験し、豊かな心を醸成するため、茶道、華道、箏曲、和太鼓、俳句、和食、かるたの各教室を開催し、子どもの健全育成を図ります。 ○新たに「かるた」を開催するなど、多くの子どもたちが参加できる教室を開催します。	生涯学習課
75	出前講座「留萌ふるさと学習」	○郷土資料に実際に触れることで、郷土の歴史を正しく理解してもらい、ふるさとへの愛着心を育むため、学芸員が出前講座を行い、子どもの健全育成を図ります。	生涯学習課
76	子どもの体力アップ推進事業	○コオーディネーショントレーニング（COT）を通じて、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を習得し、心身ともに健康で健全な子どもたちの成長を図ります。 ○引き続き「走る」「跳ぶ」「投げる」といった基本的な運動能力の向上と、体力の向上を図ります。	生涯学習課
77	民生・児童委員、主任児童委員	○登下校時の声掛けや様々な活動を通じた見守りなどにより、地域の身近な相談相手として、子どもの健全育成を図ります。	社会福祉課
78	まちなか賑わい広場	○まちなか賑わい広場でのイベントを通じて、子どもからお年寄りまで、幅広い世代での交流の場を創出します。 ○今後も「ぼく笑顔・わたし笑顔展」を主とした展示会等の場を設けるとともに、地元高校生や商店街と連携してまちなかの賑わい創出、コミュニティ形成の向上を図っていきます。	経済観光課
79	いきいき水産学習開催事業	○市内小中学生を対象に、海や水産業に関する体験学習を開催し、海や水産業に対する理解と関心・興味を醸成させることにより、将来の漁業後継者の確保を図ります。	農林水産課

基本目標⑩ 次代の親の育成

43 【再掲】母子・父子健康手帳の交付と保健指導

※基本目標⑤⑧再掲事業

保健医療課

基本目標⑪ 家庭や地域の教育力の向上

80 読書感想文コンクール

○読書の感動を文章表現することを通して、豊かな人間性や考える力を育み、自分の考えを表現する力を養うことを目的に、読書感想文を学年別に募集し、優秀作品を表彰することにより、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

生涯学習課

81 ブックスタート事業

○毎月1回、生後9カ月の乳児を対象にした健康診査時に、ブックスタートパック（絵本等）を配布し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

生涯学習課

82 おはなしの会の開催

○年齢別に「おはなし会」を開催し、読書の大切さと親子のふれあいの場を設け、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

生涯学習課

83 寺子屋・るもいっこ事業

○「るもいの宝」である子どもたちがふるさとを愛し、勉強や遊び、体験などを通じて自ら考え行動し、将来の夢を育むことができるよう、基礎学力の向上を目指した学習支援や、地域や各団体と連携し、地域資源を活用した子どもの体験事業等を実施します。

○「地域の学び舎」として、より多くの子どもたちの参加につながるよう、ニーズ把握など随時検証しながら、魅力あるメニューづくりに努めます。

生涯学習課

基本目標⑫ 有害環境対策の推進

84 立ち入り調査の実施

○青少年へ悪影響を及ぼす可能性のある有害環境に対して、道や警察などと連携し、必要な立ち入り検査を実施するなど有害環境対策の推進を図ります。

子育て支援課

85 安全で住みよいまちづくり

○市と市民が協力して犯罪、事故などを防止し、明るく安全で住みよいまちづくりの実現を図るため、防犯教室の開催や、留萌警察署及び留萌市防犯協会等と連携した各種啓発活動を通じて、安全意識の高揚と生活安全の施策を推進します。

総務課

68 【再掲】青少年育成センター事業

※基本目標⑨再掲事業

子育て支援課

69 【再掲】青少年健全育成事業

※基本目標⑨再掲事業

子育て支援課

基本目標⑬ 子どもの権利・安全の確保

86 児童の権利に関する条約の啓発

○「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容の普及・啓発を図るため、パンフレットや冊子を配布し、子どもの権利の確保を図ります。

子育て支援課

87 旗の波運動

○春と秋の全国交通安全運動期間中に、ドライバーに対する交通事故防止、交通安全意識の向上を図るため、官公署や事業所による旗の波運動を実施し、子どもの安全の確保を図ります。

○市内幼稚園・保育園による旗の波運動を継続するとともに、各期別運動期間中に行われる各種旗の波運動にも参加することでドライバーの安全意識の向上を図ります。

総務課

77 【再掲】民生・児童委員、主任児童委員

※基本目標⑨再掲事業

社会福祉課

基本目標⑭ 児童虐待防止の推進

88 要保護児童対策地域協議会（地域子ども・子育て支援事業）

○要保護児童の適切な支援を図るため、留萌市要保護児童対策地域協議会において、個別ケース会議等を開催するなど、関係機関と連携、情報を共有しながら、児童虐待防止の推進を図ります。

子育て支援課

89 児童虐待予防ケアマネジメントシステム事業

○乳児健康診査などを活用し、育児困難や虐待の可能性があるなど支援が必要な家庭の早期発見に努めるとともに、定期的に保健所等とケース検討を行うことで適切な支援体制の構築を図り、児童虐待の発生防止を図ります。

保健医療課

40 【再掲】家庭児童相談室

※基本目標④再掲事業

子育て支援課

基本目標⑮ ひとり親家庭等への自立支援

90 母子・父子自立支援員

○母子・父子自立支援員による、相談内容に応じて必要となる様々な情報提供や指導・助言を行い、ひとり親家庭等への自立支援を推進します。
○道や母子家庭等就業・自立支援センターなどとの連携・協力を継続していきます。

子育て支援課

91 児童扶養手当支給事業

○父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進及び児童福祉の増進を目的に児童の養育者に手当を支給し、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。

子育て支援課

92 ひとり親家庭等医療給付事業

○保護者及び児童の健康保持のため、北海道医療給付事業補助要綱に基づき、ひとり親に対し、医療費の助成を行い、ひとり親家庭等への自立支援を促進します。

市民課

基本目標⑯ 障がい児施策の推進

93 子ども発達支援センター

- 心身に障がいや発達遅延のある幼児及びその保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、幼児期からの適切な療育、保護者支援等を行うことを目的に、児童発達支援、居宅訪問支援、保育所等訪問支援、相談支援の各事業の推進を図ります。
- 地域の療育力を高めていくため、療育相談会や市民セミナー、各種研修等の地域啓発活動の推進を図ります。

子ども発達支援センター

94 ことばの教室（幼児・小学生）

- 言葉の発達の遅れや構音障がいがある幼児・小学生の言葉の発達のために、留萌小学校及び東光小学校に「ことばの教室」を設置し、障がい児施策の推進を図ります。

教育政策課／子育て支援課

95 障がい児養育支援事業

- 児童センターにおいて、障がい児受入のため、必要な指導員を配置し、障がい児施策の推進を図ります。

子育て支援課

96 難聴児補聴器購入等助成事業

- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象に補聴器の購入費等を助成し、障がい児施策の推進を図ります。
- 対象者を着実に把握できるよう、継続して関係機関と連携し、周知にも努めます。

社会福祉課

97 重度心身障害者医療給付事業

- 心身障がい者世帯の健康増進及び経済的な負担軽減を図るため、北海道医療給付事業補助要綱に基づき、重度心身障がい者に対し、医療費の助成を行い、障がい児施策の推進を図ります。

市民課

98 特別児童扶養手当支給事業

- 重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の障がい児を監護等する父母又は養育者を対象に手当を支給し、障がい児施策の推進を図ります。

社会福祉課

99 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

- 小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台、歩行支援用具等の日常生活用具を給付し、障がい児施策の推進を図ります。

社会福祉課

10	【再掲】養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業） ※基本目標①再掲事業	子育て支援課／保健医療課
15	【再掲】遊び方教室 ※基本目標①再掲事業	保健医療課
20	【再掲】障がい児保育事業 ※基本目標②⑧再掲事業	子育て支援課
38	【再掲】学習アシスタント配置事業 ※基本目標③再掲事業	教育政策課

基本目標⑰ その他支援を必要とする児童に対する施策の推進

100	子どもの学習支援事業 ○生活困窮世帯に属する子どもに対して学習支援などを行い、子どもの健全育成と学力の向上を図ります。 ○必要な子どもと家庭に支援が行き届くよう、引き続き対象者の把握など関係機関と連携し、周知にも努めます。	社会福祉課
101	青少年問題協議会 ○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施のため、関係機関の必要な連絡調整を図るとともに、情報通信機器の普及によるインターネットトラブルや子どもの貧困などの課題についても情報共有を進めます。 ○優良青少年表彰候補者の選定も行っています。	子育て支援課

基本目標⑱ その他（実施に向けて検討が必要な事業）

102 子育て短期支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
- 対象となる施設が設置されていないため、里親制度の活用の可能性など、調査・研究を続けていきます。

子育て支援課

103 実費徴収に係る補足給付を行う事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 保護者の世帯所得を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。
- 国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しての公費による負担軽減について調査・研究を続けていきます。

子育て支援課

104 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。
- 令和元年12月から、NPO法人の設置・運営による小規模保育事業所を実施しています。

子育て支援課

105 子育て世帯訪問支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。
- 児童福祉法改正による新事業で、今後の実施について検討していきます。

子育て支援課

106 児童育成支援拠点事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へ支援をつなぐ等の支援を包括的に提供することで、虐待防止など、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
- 児童福祉法改正による新事業で、今後の実施について検討していきます。

子育て支援課